

令和4年第11回農業委員会総会

1 日 時 令和4年12月22日(木)
午前10時00分～午前10時36分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
7	島原 順二		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和4年第11回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年12月22日(木) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第21号	大竹市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について
日程第2	議案第22号	大竹市農地利用最適化推進委員検討委員会設置要綱の制定について
日程第3	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について 大竹市農用地利用集積計画(第104期)の決定について
日程第4	議案第24号	非農地証明の申請について
日程第5	議案第25号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地
日程第6	報告第17号	転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第11回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席ください。

会 長

本日は、お忙しい中総会に出席していただきありがとうございます。本日の出席委員11名中10名（欠席1名）で定足数に達しておりますので、これより、令和4年第11回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において4番丸小操委員、5番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1の議題第21号「大竹市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」を議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議題第21号「大竹市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」を説明いたします。平成28年4月の改正農業委員会法の施行に伴い、平成29年7月の改選に先立ち「大竹市農業委員会の委員選任に関する要綱」を定め、大竹市農業委員の選任を行い農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の選任についても、農業委員に準じて行ってまいりました。このたび、農業委員の選任について法律および省令を精査し「大竹市農業委員会の委員選任に関する規則」及び「大竹市農業委員会委員候補者検討委員会設置要綱」として公布、決定いたしました。これに伴い、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の選任についても農業委員会の規則、要綱として定めることとしたものです。それでは、条文に沿ってご説明いたします。第1条、趣旨として選任の根拠法を示しております。第2条、担当地区および定数として、法により農地100ヘクタール当たり1名となっておりますので、大竹市の農地面積から2名となります。第3条、推薦及び応募の資格として、農業委員と同様の基準を示し、欠格事項を列記しております。第4条、推薦及び応募の手續として、申請書及び本人確認書類を定め募集期間をおおむね1カ月としております。第5条及び第6条で、推薦及び応募手続きの周知と公表について、法に定めた周知、公表方法を記載しております。第7条、候補者の検討及び決定に際し検討委員会を設置し、必要に応じて意見を求めること、候補者を決定するものとしています。第8条、推進委員の委嘱は、農業委員会総会の合議を経て委嘱するものとしたものです。第9条、欠員が生じたときは、規則に沿って補充しなければならないとしています。第10条、その他となっております。附則においてこの規則は、令和5年1月1日から施行するとしています。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

従来あった規則を要綱に変更するというのでしょうか。また、法人と個人の推薦される方と推薦を受ける方という表現はどうかと思います。

事務局（川本）

農業委員は、農業委員会法で市長が任命することになっています。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が任命するので、この農業委員会規則を改正し、新たに検討委員会設置要綱を定めるものです。

事務局長

利用最適化推進委員の検討委員会については規則からできる規定で検討していただく形になっております。したがってこれまで通り手続きは自薦他薦で応募し、その後特段問題がなければ、検討委員会にかからずとも農業委員会で決定できることとなります。また、推薦に関する項目ですが、様式に記入する内容が農業委員会法で決められておりまして記入したものは公表しなければならないとされてます。

大江推進委員

任期が今年の3月末までということですか。

事務局長

任期は7月までですが、手続的に毎回この時期からはじめていきます。

会 長

他に質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ございませんので、本件は原案の通り制定することに決定されました。続きまして、日程第2の議題第22号「大竹市農地利用最適化推進委員検討委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議題第22号「大竹市農地利用最適化推進委員検討委員会設置要綱の制定について」を説明いたします。議案第21号においてご説明いたしました通り、農業委員の選任について、法律および省令を精査し「大竹市農業委員会の委員選任に関する規則」及び「大竹市農業委員会委員候補者検討委員会設置要綱」として公布、決定いたしました。これに伴い、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の選任についても、農業委員会の規則、要綱として定めることとしたものです。それでは、条文に沿ってご説明いたします。第1条、設置の根拠として、省令及び先ほど議決いただいた大竹市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則となります。第2条、所掌事務として農業委員会の求めにより検討を行い、結果を報告することとしております。第3条、検討委員会の構成員を示しております。第4条、委員長について定めております。第5条、会議の招集は、委員長が行うとしております。第6条、除斥は、密接な関係者である場合、審議に加わらないことを定めております。第7条、会議は非公開で行うものとしております。第8条、秘密保持は、委員会で知りえた個人の情報を漏らさない義務について定めております。第9条、委員会の庶務は、農業委員会事務局が行うことを定めております。第10条、委任は、この要綱に定めるもののほか、

運営に関し必要な事項は、農業委員会が定めることとなっております。附則において、この要綱は、令和5年1月1日から施行するとしています。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件は原案の通り制定することに決定されました。続きまして、日程第3議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、順位1からご説明いたします。議案書は7ページ、地図は11ページをご覧ください。申請地は、油見二丁目の1筆です。地目は田、現況は田、面積は128㎡です。譲受人は、広島市から通って、申請地を耕作しています。親族である譲渡人の持分二分の1を、このたび譲渡されることとなり、申請が提出されました。なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。続きまして、順位2についてご説明いたします。議案書は8ページ、地図は12ページをご覧ください。申請地は、油見二丁目の1筆です。地目は田、現況は畑、面積は309㎡です。譲受人は、順位1の譲受人の配偶者で、広島市から通って、申請地を耕作しています。親族である譲渡人から持分の十二分の一を、このたび譲渡されることとなり、申請が提出されました。なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。4番丸小委員お願いします。

丸小委員

23号議案ですが12月10日に現地を調査しました。親からの相続ですが現況は奥さんと稲作を行っております。現地もきれいに管理されており3条による許可については支障がないと思います。続きまして2番ですか、12月の10日に調査を行いました。現地は果物が植えて、きれいに管理されておりますので3条の移転について問題ないと考えます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第4議案第24号「大竹市農用地利用集積計画（第104期）の決定について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案書13ページにありますように、このたび2件提出がございます。利用権の設定を受ける方、利用権を設定する方は、それぞれ議案書13ページのとおりです。同じ地区となりますので、併せてご説明いたします。順位1は、議案書は14ページ、15ページ、地図は18ページをご覧ください。申請地は栗谷町小栗林字沖ノ久保の3筆で、地目は田、現況は畑で、面積は3筆合計1,645㎡利用権の種類は使用貸借で、内容は野菜栽培となっています。この利用権は、新規で令和5年1月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。順位2は、議案書は16ページ、17ページ、地図は19ページをご覧ください。申請地は栗谷町小栗林字中央田で、地目は田、面積は842㎡利用権の種類は使用貸借で、内容は水稲となっています。この利用権は、新規で令和5年1月1日から令和10年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、地区担当委員の意見を求めます。2番石井委員お願いします。

石井委員

順位1の方について、近辺で、ずいぶん野菜の収穫作業をやっている方で、耕作地が現在田なのですが、ここを耕し畑にすることです。特に問題はないと考えます。順位2ですが、こちらのかたは去年まで耕作していた方が辞められて、その間の耕作放棄地をなくすために私自身が草のこととかやっております、その間に利用権の設定を行い、どなたかに作ってもらえるようにやっていたところ、この方に決まりました。機械とかについても、種類など水稲を作るのに問題ないものをそろえており問題はないと考えます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

（異議なしの声）

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。続きまして、日程第5議案第25号「非農地証明の申請について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第25号「非農地証明の申請について」をご説明いたします。議案書は20ページ、地図は21ページをご覧ください。所在は、大竹市栗谷町大栗林字下ヶ原で、登記地目は畑、現況は原野、面積は597㎡の土地です。申請地は昭和52年に道路整備の際に分筆された農地ですが、その後、農地として利用されていないまま、平成11年に申請人が相続した後、売買を予定していましたが、そのままになっ

ていたところですが、また、周囲は字須磨ヶ原の山林で、一方は道路、三方が山林に囲まれた土地です。申請理由は、長年耕作されず原野化している現況に地目を変更するため、非農地証明の申請を行ったものです。広島県の「農地法に関する各種証明事務取扱ガイドライン」に沿って検討すると、今回の申請地は自然荒廃による原野化に該当し、証明に該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長

続きまして、本件について委員の説明を求めます。2番石井委員お願いいたします。

石井委員

先日会長と現地を調査しましたがまったくの原野でございまして、地目の変更の問題はないと思います。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。今回は、私が現地調査に同行いたしましたので、発言をいたします。

先ほど石井委員からございました通り、周りに家もありませんし、全く問題はないということであります。

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第6報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは、報告第17号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は22ページ、地図は24ページをご覧ください。届出地は、元町一丁目の1筆、登記地目は田、現況は休耕、面積は70㎡です。転用目的は譲受人が自宅に隣接する届出地を駐車場として取得し、宅地を拡張するためのものです。地区担当委員さんから、周辺に農地はなく、転用による支障はないというご意見を頂いております。11月22日にこの届出を受理しております。順位2について、議案書は23ページ、地図は25ページをご覧ください。届出地は西栄二丁目の2筆で、登記地目は畑、現況は休耕で、面積は2筆合計320㎡です。転用目的は、分譲用宅地として利用するものです。申請地は、譲渡人が自らの農地を分筆し、譲受人である住宅会社に売却するものです。地区担当委員さんから、住宅地の中の一画で、道路と住宅に囲まれた土地で、転用に際し、周辺にあるわずかな農地にも特に支障はないとのご意見を頂いております。11月25日にこの届出を受理しております。順位3について、議案書は23ページ、地図は26ページをご覧ください。届出地は西

栄3丁目の2筆で、登記地目は畑、現況も畑で、面積は2筆合計911㎡です。転用目的は、分譲用宅地として利用するものです。申請地は、譲渡人がこのたび相続した土地で、相続人の父が相続税納税猶予の手続きをし、20年経過により今年、納税猶予が確定した土地です。譲受人である不動産会社に売却するものです。地区担当委員さんから、住宅地の中の一画で、道路と住宅に囲まれた土地で、転用に際し、周辺にあるわずかな農地にも特に支障はないとのご意見を頂いております。12月6日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第11回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。